

壬生町販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の中小企業者が新たな販路を開拓するために、本町の観光資源等を活用した各種商品の詰め合わせセット（以下「詰め合わせセット」という。）を作成、販売することに対し補助金を交付することについて、壬生町補助金等交付規則（昭和50年壬生町規則第5号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 町内に従業員が常駐している事業所等を有していること。
- (2) 町税の滞納が無いこと。
- (3) 今後も引き続き町内で事業を実施する意思のあること。
- (4) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
- (5) 申請者の代表者又は役員が、壬生町暴力団排除条例（平成25年壬生町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、中小企業者が詰め合わせセットの作成に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 箱等容器作成費
- (2) 各種広告経費
- (3) 通販等に係る経費
- (4) その他特に町長が認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費総額のうち10万円を限度として、予算の範囲内において交付する。ただし、2以上の中小企業者が連携して一つの詰め合わせセットを作成する場合は、20万円を限度とする。

(補助金の申請期間)

第6条 補助金の申請期間は、令和5年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請を行う者は、規則第4条の規定に定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、中小企業者1社あたりの交付

申請の回数は1回限りとする。

- (1) 町税完納証明書
- (2) その他町長が必要と認める書類
(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第13条に定める補助金等実績報告書に係る書類として次に掲げる書類を添付する。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。